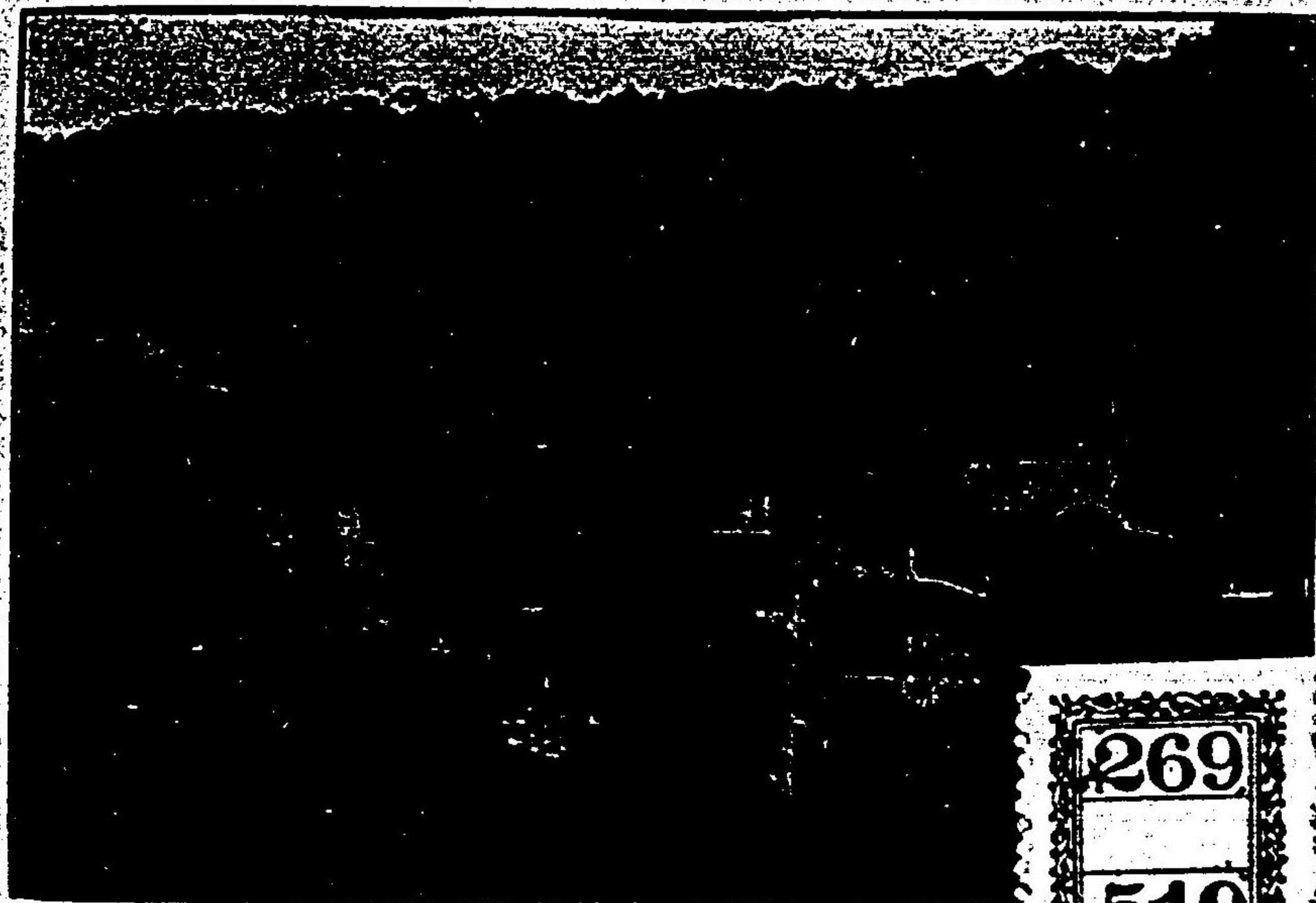




觀音靈場

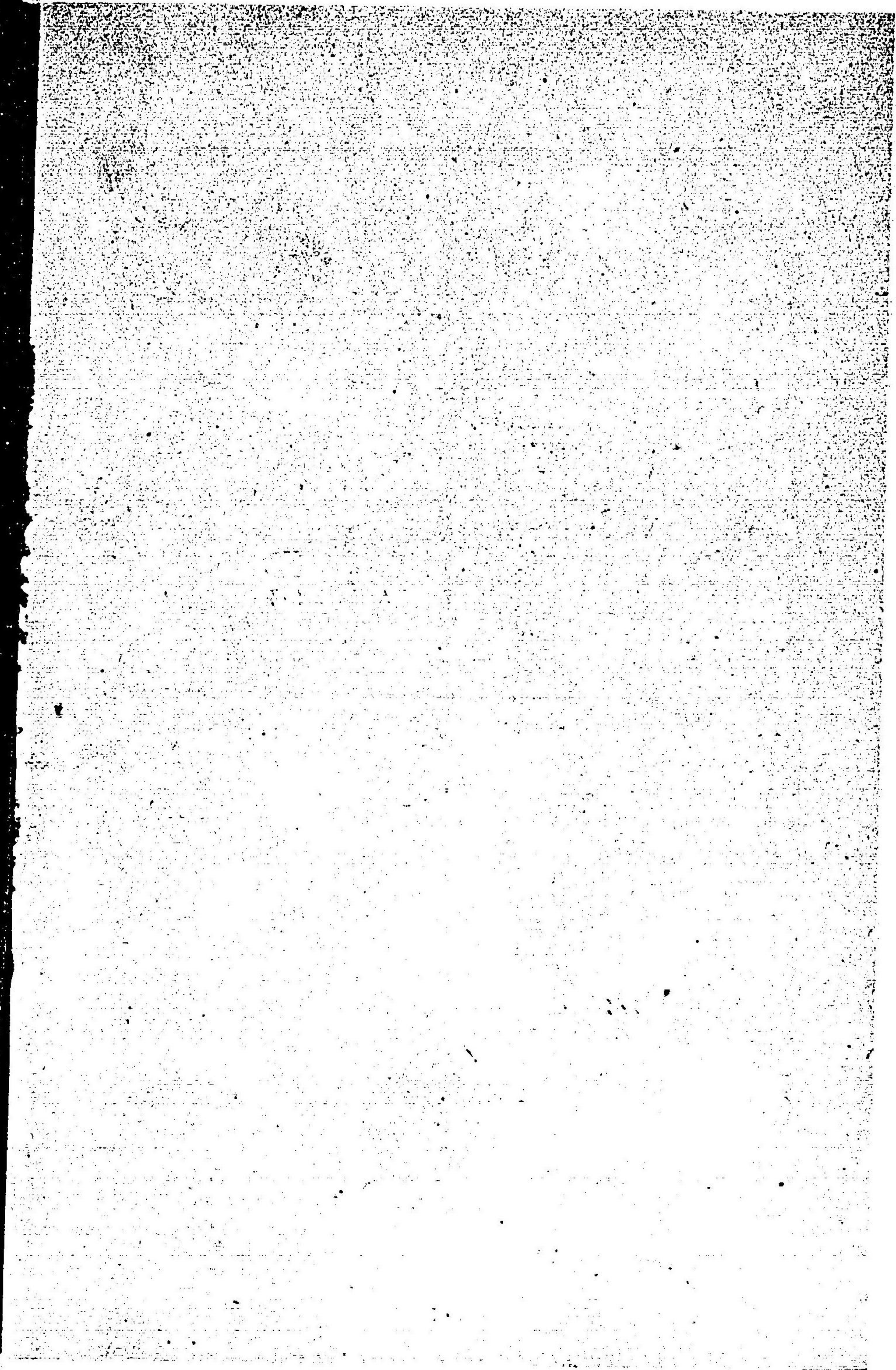
西國三十三所

順拜案内記



269
519

都法文館發兌



御人王六十五代花山帝は佛道御歸依深く都を忍び出給ひ山科の
 御花山院にて御髪をお落させ給ひ熊野權現へ參籠を遊靈夢によ
 り河内國石川なる佛眼上人を召連られ西國三十三所の靈場那智
 山より谷汲まで一々御詠歌の御製あらせられしより全國の道俗
 共に順禮の尙も志願ふかく今の世迄も廣大むへんなりこそ有路
 より無路に入ぬる道なればこれも佛のみくになるらん

人王六十五代

花山天皇

順禮御開祖

佛は何をいはまのこけむしろ

たゞ慈悲心にしく物ぞなき

明治
 45. 7. 29

懺悔文

我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋癡從身語意之所生一切我今皆懺悔

觀世音南無佛與佛有因與佛有緣佛法僧緣常

樂我淨朝念觀世音暮念觀世音念念不離心

れんありりさやそめか

南無大悲如意輪千手觀世音菩薩種々重罪五

逆消滅自他平等即身成佛

觀世音菩薩每月功德之日

正月朔	二月晦	三月四	四月八	五月十八	六月十八	七月十	八月廿四	九月廿九	十月廿七	十一月十九	十二月十九
百九十	百九十	四百	四百	四百	四百	四萬六千	四萬	四萬	四萬	六千	四萬
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

しでの山をこさず
つるぎの山をのがる
さんづの川をのがる
六道の辻にまよわす
ごくそつの手にかゝらす
がき道へおちす
ちくせう道におちす
あびちごくにおちす
せうねつじごくにおちす
八かんちごくにおちす
じやうはりのかゝみにかゝらす
むちんちごくにおちす

右の日三年三月の間一日もかゝらす御茶湯奉_上候は_六しんけんぞく迄じやうぶつする是を人々に知らする者は佛一萬三千體建立して奉る如くにあたる此_は人々にみちづれたる輩迄じやうぶつする也_は是皆觀音菩薩の御告に依り記する者也

第一番

仁徳天皇 勅願

紀伊國東牟婁郡那智村

那智山青岸渡寺

本尊如意輪觀世音菩薩

景行天皇二年開山裸形上人

本堂辰巳向十三間四方

明治四十五年迄千八百四十一年

普陀落や

きしうつ波はみくまの

那智のみやまに

ひびく瀧津瀬

順拜道中記

第二番紀三井寺へ徒歩せば大雲
取に雲取の難所山路を越わ本宮
に出で湯の峰、野中、近露迄八
里高原、芝、栗栖川を経て田邊
へ十里

若しも海岸筋を徒歩せば天満、
古座、串本、和深、周參見を過
ぎ田邊迄二十六里八町、田邊よ
り印南、御坊、湯淺を過ぎ門前
迄廿五里十二町
汽船の便あり當山より一里半行
き勝浦より和歌の浦まで三等賃
金壹圓七拾五錢是より門前迄電
車又徒歩數町なり

第一番 緣起

景行天皇二年裸形上人と云ふ人ありて那智山にて瀧水に身を清め岩窟に座し練
行怠らず時に瀧壺より御長八寸の尊像湧出で光明赫灼たり上人衣の袖に
明り誠に末世の本尊なり長く衆生を濟度ましませよと直ちに柴の庵を結びて安
ん奉る其後三百四十二年を経て 仁徳天皇元年生佛上人熊野權現に參詣し

此所に靈佛埋れありとの御告に信心肝に銘じ急ぎ那智山に至り土を掘りけるに
四尺許り下より有難や正眞の黄金如意輪觀世音の光りかゝやき給へり勅命に依
り御長一丈の座像なる觀音を造立し奉り御むねに御本尊八寸の如意輪觀世音菩
薩を納め奉り本堂を建立し安置し奉る

第二番

光仁天皇 勅願

紀伊國名草郡紀三井寺村

普陀落山金剛寶寺

本尊等身十一面觀世音菩薩

寶龜元年開山威光上人

本堂南向九間四方

明治四十五年迄千四百四十二年

ふるさつを

はるくくこくに紀三井寺

花の都も

ちかくなるらむ

順拜道中記

第三番粉川寺へ徒歩七里なり

八軒屋を過ぎ岩出、川崎、内田

村上、田外、長田本尊如意輪觀

音寺を経て門前に達す

汽車便は和歌山迄電車賃金拾參

錢是より汽車にて粉川驛迄賃金

貳拾四錢是より門前迄一里

若しも高野山に參詣すれば徒歩

八里半

高野山より三番粉川寺へ六里

高野山より四番極尾寺へ七里十

町

第二番縁起

威光上人練行の功を積み給ひて自ら十一面觀世音の像を刻み思ふ心ありて諸

國を巡回し今此地に來りて山に登り音樂谷間に聞え紫雲棚引きたるより不思議

に思ひ谷を望みけるに千手觀世音の像と自刻せる十一面觀世音の像雲に乗じ

て山の半腹に並んで立給へり斯地大悲有縁の所なりと堂を建て彼の二尊を安置

し奉る

此所に不思議の井三つあり中を清淨井と云ひ南の井を楊柳井と云ふ北の井を吉

祥井と號す或時清淨井中より年頃十七八歳の美女突然現はれ瑠璃の香爐又加葉

の錫杖を上人に献じて楊柳井中に飛入り失せ給ふ依て紀三井寺と云ひ右の品今

に當寺の靈寶なり

第三番

光仁天皇勅願

紀伊國那賀郡粉河村

補陀落山粉河寺

本尊等身千手千眼觀世音菩薩

寶龜元年開山大伴孔子古

本堂南向十五間四方

明治四十五年迄千四百四十二年

父母の

めぐみもふかき粉河寺

佛の誓ひ

たのもしきみや

順拜道中記

第四番榎尾寺へ徒歩六里半檜原

越の難所あり

汽車便は粉河驛より和泉國大津

驛迄賃金七拾貳錢是より門前迄

四里道は平坦なり

若しも高野山に參詣すれば徒歩

六里

汽車便は粉河驛より高野口迄賃

金貳拾錢是より三里九度山を過

て高野山に達す

高野山より四番榎尾寺迄高野口

を経て七里十町高野山より橋本

驛へ四里

第三番縁起

大伴の孔子古と云へる獵人ありて日々山に入り鹿を射る或日奥山より歸る道に

て日は西山に入る折り悪しく宵やみにて道のあなたも見分ず谷に下り河を飛

越ね峯に登り木の下をつたひ月の出しほを待つとなく居ねぶりのたるに笠程の

圓き光あり驚き目を覺し合點行ざる光り物と弓に矢をつがひ切て放つあやまた

す當れば火の玉は次第に燈火の如く成る怪しみ立より見れば童子右手に射かけ

し矢を持って大伴思はず大地にひれふし禮拜し奉る微妙の御聲にて汝に千手千

眼觀音の像を得させるに依て此所を庵となし出家と成り殺生を止るべし然る上

は罪をゆるし淨土へ送り得さすと飛去り給ふ金色の觀音光明赫耀たり大伴

感涙肝に銘じ有難さよと尊堂を建立し安置し奉る

第四番

光仁天皇勅願

和泉國泉北郡横山村

榎尾山施福寺

本尊等身千手觀世音菩薩

欽明天皇四年開山行滿上人

本堂南向五間七間

明治四十五年迄千三百六十九年

深山路や

ひばら松はらわけゆけば
まさの尾寺に

駒ぞいさめる

順拜道中記

第五番藤井寺へ徒歩七里
なり

天野、廣野、上原、向野

富田村を過ぎ門前に達す

瀧車便は二里半行き長野

驛にて乗車道明寺驛にて

下車賃金拾八錢是より十

八町徒歩せば門前に達す

南海線濱寺驛迄四里

第四番縁起

行滿上人は裸行上人の弟子にて四百七十二年の練行怠らず此地に來りて自ら千手觀世音の彫刻し柴の庵を結び安置し奉る其後 稱徳帝の頃より行基の弟子法海阿闍梨當山に住し給ふ時に 光仁帝寶龜元年何國とも知れず客僧一人來りて一夏九旬の間上人に仕へ苦勞して寝ずに勤行怠らず衆僧も皆奇異の思ひをなし怪む然るに一夏終りて去らんとする時路錢を請ふ慳貪邪見の衆僧會て興へず然らば托鉢にて歸らんと去る上人急ぎ御後を慕ひ遂に大津の浦に至るに彼の僧海上を歩み南方に赴き給ふ上人汀に伏し祈念すれば雲中に坐し汝知らずや我れは補陀落山に住む者なり佛道法義を守るべしと化して千手觀音を現じ海上光明赫耀たり上人奇異の思ひなし山に歸り別堂を建立し本堂とし千手觀世音を安置し奉る今の本堂是なり

第五番

聖武天皇 勅願

河内國南河内郡藤井村

紫雲山剛林寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

養老元年開基行基菩薩

本堂南向五間四方

明治四十五年迄千八百八十七年

まねるより

たのみをかくる藤井寺

花のうてな

むらさきの雲

順拜道中記

六番壺坂寺へ徒歩八里

古市、市川、上ノ太子、

春日を過ぎ、たまへ坂を

越て竹ノ内、新庄、御所、

千原、土佐を経て門前に

達す

瀛車便は道明寺驛にて乗

車柏原王寺驛に乗替へ壺

坂驛下車賃金參拾參錢是

より二里餘にして門前に

達す

第五番縁起

賢問子けんこく父子勅命にて刻み給ふ御手の數は千四十二臂御掌に悉く御眼

備らせ給ふ十一面千手千眼觀世音菩薩の靈像なり法恩沙彌の弟子行基菩薩勅命

を受け開眼供養あり本堂建立し安置し奉る大和國に藤井安基と云ふ佛とも法と

も知らざる大惡無道の者ありて當寺の經机を眞魚板となし狩り得たる猪を料理

し佛具を焼き煮て食ひあましを坊主の口へおし込などして其まふみちらし立

歸る俄の頓死息は絶れど胸のあたり火の如し不思議と其儘に置たる所三日目に

息を吹かへす前世長谷寺を建立の時人夫に雇はれ腹立不足の心ながらも材木を

持ち運びたる思はぬ大悲に結縁ありて地獄の苦難を免れて當山に値遇し伽藍造

事に身命を抛ちしより世の人藤井寺と呼びなせるなり

第六番

元正天皇 勅願

大和國高市郡高取町壺坂

壺坂山南法華寺

本尊千手千眼觀世音菩薩
朱鳥十二年開基辨基上人

本堂辰巳向二間八角
明治四十五年迄千二百十五年

岩をたて

水をたへてつぼさかの

にはのいさごも

浄土なるらん

順拜道中記

七番岡寺へ徒歩五十町

(土佐迄引返し行くべし)

途中に橋寺あり聖徳太子の建立なり

若し吉野へ參詣すれば十

里壺坂寺の門前より左に

行き坂路を登り十町許り

下り左の道を十四五町經

て追分あり左を行くべし

ヒソ寺に出で吉野川向野

渡柳の渡を越へ六田を過

きて吉野に達す

第六番縁起

文武天皇朱鳥十二年此山の頂に妙なる光立ちて四方を照しければ人々怪しみけるを元興寺の住僧辨基上人開召して感喜斜ならず此地こそ必ず觀音の靈地ならんと岩そびね雲を横へ谷深く霧うづみて宛然福聚の海を湛ふ峯に登り日夜祈り玉ひて夢に幻となく岩窟より千眼光を放ち飛び給ふ天忽ち花を降らし異香山中に薫せしにより見るに五百羅漢あり奇異の思をなし飛び給ひし後を慕ひ行き見るに是千手千眼觀音の尊容なり依て水精の壺におさめ庵を構わ安置し供養し給ふ因て世の人壺坂山の壺坂上人と仰ぎけり後靈龜元年元正帝詔ありて大土の内證八葉の蓮を表し八角の殿を経營し本堂を建立し安置し南法華寺と名づけ給ふ右五百羅漢は壺坂より八町許り東に高香山と曰ふ處あり是弘法大師の御作にて曼陀羅をさざめる岩にて今興の院となれり

第七番

天智天皇勅願

大和國高市郡高市村字岡

東光山岡寺

本尊二臂如意輪觀世音菩薩
白極天皇元年開基弘法大師
本堂南向七間四方
明治四十五年迄千二百七十年

けさみれば

露をかてらの庭の苔

さながらるりの

光りなりけり

順拜道中記

八番長谷寺へ徒歩三里
安部、櫻井を過ぎ門前に
達す

途中花寺、岡寺より一里
許りの所にあすか川、天
のかく山あり安部には名
高き文殊菩薩あり
電車便は櫻井に出で初瀬
町迄賃金拾貳錢

第七番 緑起

弘法大師此地に來らせ給ふ時岩上に光明かゝりやき出る所あり依て岩を穿ち土
を掘り給ふに一寸八分の黄金佛如意輪觀世音の光り赫耀たり大師歡喜し給ひて
柴の庵を結び安置し給ふ

和州高市郡に阿代子なきをかなしむ觀音に祈る或夜幼兒の泣くを門外に聞く見
れば柴籠の上に小兒あり是觀音の給はる子ならんと夫婦喜び養ふ程なく成長す
天智帝是を聞召し養育し給ふ後出家して知鳳禪師に従ひ入唐して智園に従ひ法
相の奥義を極る後岡寺山に於て大蛇を退治し給ふ後勅命を請け岡寺の本堂を建
立ありて小佛なれば若しも末世に紛失し給ふ事はかり難しと二臂丈六の土佛を
作り彼の本佛を腹中に納め給ふ幼子後に義淵僧正となる

第八番

聖武天皇 勅願

大和國磯城郡初瀬町

豊山長谷寺

本尊長等身十一面觀世音菩薩

神龜元年開山德道上人

本堂南向十三間四方

明治四十五年迄千八百八十八年

いくたびも

まゐるころは初せてら

山もちかひも

ふかき谷川

順拜道中記

九番南圓堂へ徒歩七里

じをんじ追分あり左櫻井

右を行くへし三輪に出て

柳本、丹波市、櫛の本、

帯ごけ京ばへを経て奈良

に至り門前に達す

瀛車便は右の追分を左櫻

井に出で奈良驛迄賃金拾

八錢是より數町にて門前

に達す

第八番縁起

景行天皇四年の頃傳教大師北豊山の峯に大悲利生の靈場を開き柴の庵を結び練行の功を積み走り給ふ 仲哀天皇七年寶塔流れて山の麓に泊る武内宿禰崇て此の峯西北の隅に納め給ふ其後弘徳寺の道明寶塔を石室にうつす里の名を寺號に置き豊山泊瀬寺と云ふ 天武天皇更に道明に勅して西の岡の上に精舎を建立せしめ給ふ今に堂あり 聖武天皇の勅を承て徳道上人東の岡の上に觀音利生の靈場を開き伽藍を建立す時に靈夢に依り近江國高島郡三尾ヶ崎の白蓮華ヶ谷に白色の蓮華を生ず十餘丈の臥木の楠繼體天皇十一年に洪水の爲め大津浦より堅田竹生島に流れ又大津浦に流れ來しを大和國八木の里に小井門子と曰ふ尼ありて佛を建立せんと引行き門子哀れにも其後三ヶ月を経て死す又洪水ありて長谷川に流れし靈木を東の峯に引き上げ 聖武天皇神龜六年四月八日寶問子けんこく父子に御長二丈六尺の十一面佛像を作らせ給ふ時に蓮華を生じ光を放ち靈驗著しかりしと

第九番

嵯峨天皇 勅願

大和國添上郡奈良市

南都興福寺塔中南圓堂

本尊不空羅索三目八臂觀世音菩薩

弘仁四年開基藤原冬嗣公

本堂南向二間八角寶形作

明治四十五年迄千九十九年

春の日は

南圓堂にかゝりやきて

三笠の山に

はるゝうす雲

順拜道中記

十番三室戸寺へ徒歩七里
雲井坂木津を過ぎ山城大
和の國境木津川の渡しを
越へ平尾、玉水、長池、
久世村に至り追分あり左
は京道なり右を行くべし
新田、宇治を経て門前に
達す
流車便は奈良驛より宇治
驛迄賃金貳拾九錢
途中奈良には春日宮大佛
殿二月堂猿澤池等あり

第九番縁起

大織冠鎌足公五代の孫長岡の右大臣藤原高藤藤原代の衰微せるを歎きて子孫の繁昌を弘法大師に尋ね給ふに不空羅索經を引て尊像を彫刻あるべしと公刻み得すと申されければ大師不空羅索經三目八臂の觀音像を刻みあたへ給ふ高藤公尊堂を建て給はで薨し給ふ

御子閑院の左大臣冬嗣公遺志を繼ぎ本堂建立し安置し給ふ時に白銀を以て觀音の小像一千體を鑄て地中に埋め地形をつき給ふ其時春日大明神人夫の中に交りて和光同塵の光をかくし土を運び働き給ふ時に大慈大悲の光りは守護する所なりと一首をのこして消ね給ふ

普陀落や南の岸に堂建て今ぞ榮へん北の藤波

第十番

光仁天皇 勅願

山城國宇治郡菟路村

明星山三室戸寺

本尊二臂千眼觀世音菩薩
寶龜元年開基隆明阿闍梨
本堂南向八間四方
明治四十五年迄千四百四十二年

よもすがら

月をみむるこあけみれば

宇治の川瀬に

たつはしらなみ

順拜道中記

十一番上醍醐寺へ徒歩六

地藏より下醍醐寺迄二里

是より山路一里を経て上

醍醐寺の門前に達す。

第十番縁起

宗休と云ふ正直なる下司坊主ありて常々觀音を信ずる事淺からず或夜の夢に一人の老僧來り宇治山の奥志津川の水上に岩淵といふ一場の靈地あり正眞の觀世音ましますぞ急ぎ迎に參る可しとの御告あり正直僧故疑ふ心なく道すがら名號唱へ岩淵に至る時紫雲綵變き金色の光遠く禁闕を照し光明赫赫として瀧壺より御長二丈餘りの千手觀音現はれ給ふ負出し奉らんと瀧壺に飛入り抱き奉れば一尺二寸の尊像なり時に阿闍梨お越に成り此事帝へ奏聞ありて堂を建て安置し奉る宗休を以て觀音守護となし給ふ其後桓武天皇延暦二十四年白檀木にて御長二丈の尊像を自から彫刻し彼の一尺二寸の尊像を腹内に納め大慈閣を造立し安置し給ふ其後寛正元年伽藍炎上の節大像は火炎の爲めに失せ給はれども尊像は炎中より恙なく飛出給ふ文明元年後土御門天皇勅願にて伽藍再建安置し奉る

第十一番

清和天皇 勅願

山城國宇治郡上醍醐村

深雪山醍醐寺

本尊準提佛母觀世音菩薩

貞觀十七年開基理源大師

本堂南向九間四方

明治四十五年迄千三百十二年

ぎやく縁も

もらさてすくふ願なれば

じゆん禮ごうは

たのもじきかな

順拜道中記

十二番岩間寺へ徒歩五十

町

山路西笠取村、笠取峠を

越ゆ山城近江の國境を經

て石山村宇内畑岩間寺の

門前に達す

第十一番縁起

理源大師或日準提佛母觀世音の尊像を刻み安置せんと祈り給ひ貞觀十六年夏

の頃當山の奥谷深林をめぐり多くの良木を求め給ふに三寶鳥の囀る聲たつなる

柏樹一本を得給ひ是を以て自から佛母の尊像を彫刻し給ひて巖の上に安座し給

ふ時に尊像光明を放ち自から立ち給ひ微妙の聲にて大師に御言葉をかはし永

く佛法不退轉を示し給ふ大師感涙袖をひたせり即ち其巖上に堂を建て雨露を掩

ひ給ふ

醍醐天皇尊敬淺からず御願として再び本堂を草創し給う今より千十四年前昌泰

二年

第十二番

元正天皇 勅願

近江國滋賀郡石山村字内畑

岩間山正法寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

養老六年開基泰澄上人

本堂南向三間六間

明治四十五年迄千九百九十四年

みなもとは

いづくなるらん岩間寺

きしうつ波は

松かぜの音

順拜道中記

十三番石山寺へ徒歩山路

なれご下り道にて五十町

其間には宿もなく茶屋こ

て一家もなし

途中立木觀音へ參詣の道

あり

第十二番縁起

安澄が室不思議にも天より白玉下り入ると見れば懷妊あつて誕生せる御子は泰澄

なり幼少の頃より佛道修行養老六年帝御不豫の事あり越路の大徳と云ふ名僧あ

ると奏聞に達し御側に召して祈禱せしめ給ふに靈驗炳然として忽ち平癒あり其

賞として地を下せしめ勅して七堂伽藍を創建し給ふ其際大徳一夜大樹の本に禪

坐す終夜千手陀羅尼を唱る聲あり翌朝見るに木中に現はる千手觀音の尊影顯然

す是木を以て一刀三禮し其影現の御姿を彫刻し安置し奉る越前の大徳と申すは

修行のをり後に泰澄上人と稱す

第十三番

聖武天皇 勅願

近江國滋賀郡石山村字寺邊

石光山石山寺

本尊二臂如意輪觀世音菩薩

天平元年開基良辨僧正

本堂南向八間四方

明治四十五年迄千八百八十三年

後の世を

ねがふころはかるくとも

佛の誓ひ

おもきいし山

順拜道中記

十四番三井寺へ徒歩二里八町

濱船の便あり門前より大津紺屋

ヶ關迄賃金八錢是より三井寺へ

六町

途中石山より取居村勢田の大橋

九十六間小橋三十六間の名所あ

り又膳所の本多下總守御城下に

木曾義仲の古跡あり

第十三番縁起

帝の勅命を受け良辨藏王權現に祈り玉ふに告あり此山は黄金を彌勒佛出世の時

大地に敷くべき黄金に依て今汝に教へん江州勢田郷に一つの黄金山ありと良辨

夢さめて急ぎ行く老翁石上に座し釣をたれ居たり公は何人ぞと問ふに我此山の

主比良の神なり此地は觀音の靈地なりと失給ふ良辨其石のほとりに庵を建如意

輪の像を安置し給ふ箔となして帝に差出すよろこばせ給ひ大佛の像におかせ給

ふ今の伽藍の地を開く時地中より五尺許の寶鐸を掘出すいよく靈地なりと

て尊堂を建立し丈六大悲の像は與正菩薩の造立なり良辨如意輪觀音の小像を腹

内に納め奉る開山良辨僧正は近江志賀の里人なり

第十四番

清和天皇 勅願

近江國滋賀郡大津市

長等山正法寺

本尊三井寺如意輪觀世音菩薩

朱鳥五年開基智證大師

本堂南向十間四方

明治四十五年迄千二百二十一年

いっているや
なみまの月をみぬ寺の
かねのひびきに
あくるみづうみ

順拜道中記

十五番今熊寺へ徒歩小關
越のなれば三里然し道惡
し逢坂越のなれば善き道
なれご三里半
瀧車便は十六町徒歩し大
谷驛より稻荷驛迄賃金拾
貳錢是より二十町伏見街
道本町十丁目より東に行
き今熊町を経て門前に達
す

第十四番縁起

比叡山慈覺大師の御弟子智證大師の開山にして觀音も御自作なり御開眼の時龍
華三會の曉迄濟度ましまさんと大師と御ちかひなりし如意輪觀世音坐像五尺
二寸の本尊成教待律師山に上りて湖水の波立つを眺め生象觀を觀じ居たまふ
後の山より老翁柴を荷ひ和尚に向ひ奥の院如意輪觀世音は利生有縁の本尊なり
依て穢と成難故女人結界として女人參詣する事ならず有縁の衆生も濟度なら
ざる故觀世音の御心に叶はず大慈大悲の利生理れ此靈場も人知らざるの歎かは
し汝願くば此所に堂舎を建立し觀音の本意に叶ふ様女人をも參詣成しめ濟度有
縁の靈地となさるべし斯言ふ我こそ當山鎮守新羅明神なり智證大師と約束せし
も我心たごう事なかれと老翁見わすなり給ふ依て南院に如意輪堂を開基し奉る

第十五番

嵯峨天皇 勅願

京都市今熊野町

新那智山觀音寺

本尊今熊野等身十一面觀世音菩薩
大同三年開山弘法大師
本堂南向五間七間
明治四十五年迄千百三年

昔よりたつとも

しらぬいまくまの
佛の誓ひ

あらたなりけり

順拜道中記

十六番清水寺へ徒歩十八

町

途中に三十三間堂大佛等

の名所あり

第十五番縁起

東山に紫雲棚引光明 奇異弘法大師自ら彼の地を求め玉ふに老翁現はれ此地末
世有縁の觀自在菩薩の靈場なり生身一寸八分十一面の觀音を授け又一顆の寶印
を與へ給ふ依て何人なるぞと問はせ玉へば朕は熊野權現なりと宣ふて南の方へ
飛去り給ふ大師感涙を流し此のよし奏聞なし玉ふ 帝もことに歎感ましまし直
ちに精舎を建立なされ給ひ大師に勅して新に御長一尺八寸の尊像を一刀三體し
て彫刻せしめ彼の一寸八分の尊像を御腹内に籠らせ給ふ

後白河法皇熊野權現の靈夢にて熊野三所を都東山に移し玉ふ當寺を那智山に擬
し新那智山觀音寺と名號給ふあり

第十六番

光仁天皇 勅願

京都市東山

音羽山清水寺

本尊等身楊柳十一面千手觀世音菩薩

寶龜二年開基延鎮法師

本堂南向十七間四方

明治四十五年迄千百四十年

松風や

音羽のたきの清水を

むすぶこころは

すゝしがるらん

順拜道中記

十七番六波羅密寺へ徒歩

十町

數町西に東本願寺、西本

願寺等あり

第十六番縁起

大和國高市郡小島寺に延鎮ありて常に觀音を尊信し靈夢に山城國木津川の川上に大悲の靈場ありと延鎮急ぎ今の音羽の瀧に上り見るに金色の光赫々時に柴の庵より白髮の翁我は行寂居士なり我汝を待つ此所は觀世音の靈場なり又此柳は七佛出世の昔より繁茂する楊柳なり汝此木を以て千手觀世音を彫刻し當宇に舎を建立せよ今日より汝に此庵をあたへ我是より東國を濟度せんと立給ふ暫しと留め給へば只獨生獨死獨去獨來皆同じと音羽山の上に行給ふ延鎮庵に入り彼の楊柳にて千手觀世音立像五尺二寸に作り堂塔建立安置し奉る

第十七番

村上天皇勅願

京都市松原通り大和大路東入

六波羅密寺

本尊等身十一面觀世音菩薩

天曆五年開基空也上人

本堂八間四方

明治四十五年迄九百六十一年

をもくとも

いつのつみはよもあらじ

六波羅堂へ

まいる身なれば

順拜道中記

十八番六角堂へ徒歩十八

町

途中で二町許り下れば牛

若丸と辨慶が戦ひし名高

い五條の橋あり此橋を西

に一町餘り御足勞になれ

は澤田法文館あり善根に

御詠歌施本無代價にて進

呈されます

第十七番縁起

天曆五年の春疫病流行し死す果夥し 帝空也上人に勅して萬民の苦みを救はし

め給ふ上人 觀世音に祈誓を凝し給ふ其時虚空に御聲あり汝速かに十一面觀

世音を刻み祈るべしとの靈告に依り上人清水寺へ籠り尊像を彫刻し車に乗せ市

中を引廻し給ふに立ち處に疫病消滅し萬民喜悅の眉を開けり

天皇一字の堂を建立したく思召何方宜敷からん靈地なきかど心に祈り給へば俄

かに紫雲現はれ光明を放し見わ彼方に自ら行き給へば上人の彫刻し市中を引廻

せし彼の十一面觀世音安座し給ふ依て此所を靈場ならんと尊堂を建立し安置し

奉り六波羅密寺と勅號賜る

第十八番

敏達天皇 勅願

京都市六角通り東洞院西入

六角堂頂法寺

本尊六臂如意輪觀世音菩薩
敏達天皇六年開基聖德太子
本堂南向前七間外三間の六角寶形造
明治四十五年迄千三百三十四年

順拜道中記

十九番革堂へ徒歩十二町
革堂より北西へ數町行か
ば御所是より北野天神等
電車の便あり

我がおもふ
心のうちはむつのかど
たゞまるかれと
いのるなりけり

第十八番縁起

淡路の國岩屋の浦にて聖德太子沖の方を御覽ありしに海上に一つの朽たる箱浪に漂ひ磯邊に来る怪み開き給へば光明ありて一寸八分の六臂如意輪觀世音菩薩の像なり太子喜びて身を離たす持ち給ふ其後天王寺御建立の爲め材木を求め給ひ今の六角堂の泉水にて沐浴せんと守の尊を木の枝にかけ給ひ後で守袋を取り給へば重く不思議に思ひ祈念し給へば夜に至り御告に此地は縁あり伽藍を建て安置せよとありたれば翌朝傍の大杉繁雲覆ふ是靈木ならんと伐て此大杉一本にて六角堂を造り安置し給ふ太子池の坊を堂守となし立花活花を教へ給ふ是日本立花活花の始めなり

第十九番

朱雀天皇 勅願

京都市寺町通り竹屋町

靈鹿山革堂行願寺

本尊等身千手千眼觀世音菩薩
承平四年開基釋行圓上人
本堂西向六間四方

明治四十五年迄九百七十八年

はなをみて

今はのぞみもかう堂の

庭のちくさも

さかりなりけり

順拜道中記

二十番善峰寺へ徒歩三里半

二條御所、みぶの地蔵、島原、東寺、かつら川、向日明神社等

を経て門前に達す

○瀧車便は七條驛より向日町驛迄賃金八錢是より五十町にて門前に達す

○又瀧車にて龜岡驛に下車賃金二十四錢

○二十一番穴太寺に參詣し二十

番善峰寺より高槻を経て二十二

番總持寺と順拜するもよし

第十九番縁起

豊後國速見郡國部刑部後に釋行圓上人遊獵に出られ牝鹿の駈出しを見て弓を射て放てば腹を摺破りはらみし子鹿漏れ出る疵口より血潮流るゝをいとはず子鹿の血潮をなめる形貌を見て無慚なる情を發心して剃髮染衣の姿となり京洛に來り身に鹿革衣を着し一條道り小川の邊に庵をむすび不斷法華又千手陀羅尼を讀誦しつゝありけるが或は加茂社へ參詣す時に社前の桑木に千手陀羅尼の聲あり是靈木ならんと社司に求めて一刀三禮をなし千手觀音御長八尺の尊像を彫刻す時に天に音樂聞け紫雲棚引尊像光明を放ち給ふ赫々たり上人直ちに尊像を建立し本尊とし安置し給ふ

第二十番

朱雀天皇 勅願

山城國乙訓郡大原野村字石作

西山善峰寺

本尊等身千手千眼觀世音菩薩

天鹿元年開基仁弘法師

本堂東向七間四方

明治四十五年迄九百七十五年

野をもすぎ

山路にもかふあめのそら

よし峯よりも

はるゝ夕立

順拜道中記

二十一番穴太寺へ徒歩四

里半山路にて難所あり

第二十番縁起

仁弘法師此地に来る山峰に紫雲棚引を見て嶮岨の山に登り柴の庵を結び給ふ時に靈夢に依り草堂觀世音の殘木を以て御長八尺の千手觀音を彫刻して安置し奉る其後後朱雀天皇長久三年源算上人此地にて練行時に老翁來り我阿知坂の神なり志を嘉みす急ぎ佛場を作るべし我れ長く此地の守護神となるべしと上人答へて曰く我れ元より伽藍を建立せんと思へども山嶮岨にして平地なし是を苦む翁曰く愁ることなかれ我れ己れを助けんと忽ち去る其夜數千の猪鹿等來りて山を平にす翌朝見れば平地に異らす人皆驚かぬ者なし遂に天聽に達し叙感料めならず上人に勅して佛閣を建立し彼の尊像を安置し奉る

第二十一番

文武天皇 勅願

丹波國南桑田郡曾我部村

菩提山穴太寺

木尊等身聖觀世音菩薩

慶雲元年開山古麻大臣

本堂八間四方

明治四十五年迄千二百八年

かゝる世に

うまれあふみのあなうやと

思はてたため

十聲一こゑ

順拜道中記

二十二番總持寺へ徒歩六

里

川上村、寺村を過ぎて山

坂越のかまくらに出で丹

波攝津の國境を経て國見

に至る是より三島村字總

持寺の門前に達す

第二十一番縁起

古麻大臣常に觀世音を信する事淺からず慈悲深くして生を殺さず飢いたる人を見ては己れが食をも分けて給ふ其厚德にめでさせ給ふにや或夜靈夢に老翁立たせ給ひ我れは三尾明神なるぞ此山中に大木あり根本に觀世音埋れあり此所ぞ靈場地なり堀り出し伽藍を建て安置し奉るべしと忽ち去る翌朝山中に行き見るに紫雲棚引大木に光明赫々たり依て掘出せば御長三尺の聖觀世音菩薩也帝の勅命を蒙り彼靈像を尊堂に安置し奉る

第二十二番

光孝天皇 勅願

攝津國三島郡三島村字總持寺

普陀洛山總持寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

仁和元年開基中納言山蔭卿

本堂五間四方

明治四十五年迄千二十八年

おしなべて

たかき卑しき總持寺の

佛の誓ひ

たのまぬはなし。

順拜道中記

二十三番勝尾寺へ徒歩二

里半

大阪へ四里半

第二十二番縁起

大職冠鎌足の苗裔越前守藤原高房公の御子山蔭卿國々巡視す時に一個の浮木毎夜光りを放つと聞き往て其材を見るに亡父高房公の需めに應じ渡す所の銘あるを發見し感喜に堪わす應て之を曳揚げんとせしも重くして揚る事を得ず長谷寺觀世音薩埵化現童子身に襪履を纏ひ來つて此所は靈場地なり伽藍を建立し給へと傍の浮木の櫻を乞ひ受け一晝夜にして御長一尺五寸の十一面觀世音菩薩を彫刻し玉ふ終るや光明赫々たり化童は彼の像を山蔭卿へ渡し紫雲に乗じて去る山蔭卿直ちに勅命を受け伽藍を建立し彼の千手觀世音を本尊とし安置し奉つる

第二十三番

順拜道中記

光仁天皇 勅願

攝津國三島郡豐川村

二十四番中山寺へ徒歩四里十町

應頂山勝尾寺

平尾、池田を過ぎ川あり

本尊千手千眼觀世音菩薩

渡しを越ゆる山本村を経て

寶龜元年開基開成皇子

門前に達す

本尊南向七間四方

電車便なれば箕面へ出で

明治四十五年迄千四百一十一年

同所より中山停車場迄乗

おもくとも

車すれば直ちに門前に達

つみには法のおちをてら

佛をたのむ

身こそやすけれ

す

第二十三番縁起

善仲善算兩僧諸國を巡り又は山を分入て靈地を尋ね給ふに攝津國に來り給ふ時に山の峰に五色の雲棚引ければ此山こそ靈地なりと柴の庵をむすび給ふ或は奥の院山峰の石の上にて 帝の御子開成皇子佛法の志ありて忍び給ふを草庵にむかへ兩僧御暇を乞ひ天に上り西方を差して行き給ふ 皇子倍々修禪を勵み六角堂奥院を造り龍華三會の曉を誓ひ安置し給へり本尊千手觀世音菩薩は御丈八尺是れ日向國に興日と云ふ僧より白檀香木を得て化童十人にて彫刻ありしを皇子安置し奉る

第二十四番

用明天皇 勅願

攝津國河邊郡長尾村字中山

紫雲山中山寺

本尊等身二臂十一面觀世音菩薩

用明帝元年開山聖德太子

本堂南向五間四方

明治四十五年迄千三百二十七年

野をもすぎ

里をもゆきて中山の

てらへまぬるは

後の世のため

順拜道中記

二十五番新清水寺へ徒歩九里半
相野に出で是より山路を経て門
前に達す

瀧車便は中山驛より相野驛迄賃
金參拾參錢是より山路五十町に
て門前に達す

或は神戸、兵庫を通り播磨名所、
須磨、一ノ谷、明石、高砂、加
古川等を見物し姫路に出で二十

七番書寫寺二十六番法華寺二十
五番新清永と參詣し二十八番成
相寺に至るもよし

第二十四番縁起

太子は佛法に歸依あるが故斯告げ知らさん願くば此所に十一面觀世音を作り堂
を建立あらば末世有縁の靈場となるべし我れは大仲姫なりと宣ふと見て御夢覺
め給ふ太子甲斐の駒にめされ金龍寺より山々を御覽あるに紫雲棚引たる山あり
之こそ靈場ならんと登り給へば峰三つあり中の峰に馬を止め伽藍建立の大願を
起し一刀三禮にて御丈五尺三寸の十一面觀世音菩薩を彫刻し安置し給ふ
西國順禮第一番なりしが花山帝熊野權現の御告にて那智山を一番とし廻らせし
爲なり

第二十五番

推古天皇勅願

播磨國加東郡鴨川村

御嶽山清水寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

推古天皇元年開基法道仙人

本堂南向九間四方

明治四十五年迄千三百二十年

あはれみや

あまねきかこのしなくこ

なにをかために

こゝに清水

順拜道中記

二十六番法華寺へ徒歩八

里

若し成相寺へ參詣せば徒

歩二十一里十五丁

瀧車便は古市驛へ三里徒

歩して乗車舞鶴驛迄賃金

九拾貳錢是より宮津迄瀧

船に乗り賃金參拾五錢上

陸して二里行かば門前に

達す

第二十五番縁起

法道仙人は金剛摩尼の法を成就し飛行自在の徳を得て須臾に十方の刹土を遊行して衆生を化度し其壽命無量歳なり一時紫雲に乗じ此山に來り佛法東漸の期を待ち給ふ時に推古天皇勅願ありて金堂を造營し給ひければ仙人自ら一刀三禮して十一面千手觀世音並に毘沙門天皇吉祥天女の像を彫刻せられしに點眼の時木像慶讚して仙人を禮謝し給ふかゝる不思議の尊像なれば秘藏敬重して是を安置し諸人の拜禮を禁せらる其後 聖武天皇御願ありて大講堂を建立し給ひ行基菩薩の彫刻せる千手觀音の腹内に彼の像を納め毘沙門天王地藏菩薩の兩脇士を安置し燈明料として但馬國鶴井莊を賜る其後 桓武帝の頃田村將軍異國征伐の時今の本堂を建て安置し奉り都清水に同じく依て新清水寺と號す

第二十六番

光徳天皇 勅願

播磨國加西郡下里村字坂本

法華山一乘寺

本尊二臂千手千眼觀世音菩薩

白雉元年開山法道上人

本堂南向九間四方八角形造

明治四十五年迄千二百六十二年

春は花

なつは立花秋は菊

いつもたへせぬ

法のはな山

順拜道中記

二十七番書寫寺へ徒歩四

里半

第二十六番縁起

天竺に五百の持明仙人あり金剛摩尼の法を修して皆よく神通力を得て須臾に十方の國々に遊ぶ事自在なり已に遊ぶに飽かば又直ちに本處へ歸る神通自在にして壽命も亦無量なり法道仙人も其一人なり我が日本に來り播州の山に遊ぶ其山の形八葉にて谷より五色の光明を放つ仙人見て靈地なるを知り降り尊堂を建立し常に法華經を誦し又密觀を修す仙人常に持つ千手觀世音の像を安置し奉る仙人密觀を修す時に鉢を飛ばして人の供養を受く空鉢仙人とぞ云ひける故に生石の大明神歸依あつて鉢を石山に置き玉へ供を仕らんと宣ふ今其所を空鉢塚と曰ふ

第二十七番

村上 天皇 勅願

播磨國飾磨郡曾左村

書寫山圓教寺

本尊如意輪觀世音菩薩

康保元年開基性空悉知菩薩

本堂南向十一間四方

明治四十五年迄一千百三年

はるくこと

のぼれば書寫の山おろし

松のひらきも

みのりなるらん

順拜道中記

二十八番成相寺へ徒行二
十八里

瀧車便は野里驛にて乗車
和田山驛にて乗替へ舞鶴
驛に下車賃金壹圓貳拾錢
是より瀧船にて宮津に渡
る賃金參拾五錢上陸して
二里徒歩せば門前に達す

第二十七番縁起

性空菩薩當山にて連行怠らず時に天より美人あまくたり巖の上に立てる櫻木
を禮して稽首生木如意輪能滿有情福聚願 赤滿往 生極樂 願一切衆生心所念と
唱へ給ふて紫雲に乗じて走り給ふ菩薩是を聞き給ひ櫻木是如意輪自在尊ならん
と即ち天工毘首羯磨の化身安鎮行者に仰せられ彼の靈櫻巖の上に其儘六臂如意
輪觀音の像を彫刻させ給ふ異鳥忽ち來り囀り喜みする聲を聞き給ふに

なにもみないとはぬ山の草木には

阿耨菩提の花ぞ咲くらん

と囀りけるに生木如意輪の威光普天を輝かせ利生世に勝れて聞ければ 帝聞
召し勅して本堂を建立し安置し奉る

第二十八番

文武天皇 勅願

丹後國與謝郡府中村

世野山成相寺

本尊聖觀世音菩薩

慶雲元年開基齊遠禪師

本堂南向五間四方

明治四十五年迄千二百八十年

なみの音

松のひゃきもなり相の

風ふきわたす

あまのはし立

順拜道中記

二十九番松尾寺へ徒歩九里

天の橋立、宮津、由良、

舞鶴等を経て門前に達す

瀧車便は天の橋立三十町

を過ぎ切戸文珠に參詣し

宮津に至り舞鶴迄瀧船に

乗り新舞鶴迄瀧車賃金七

錢是より五十町徒歩せば

門前に達す

第二十八番縁起

齊遠禪師は周防國の人なり諸國を巡り丹後の與謝の海天の橋立を望み給ふ時靈

香四方に薫し紫雲虛空に棚引忽然老翁現れ觀音の尊像を授くべし汝是れに仕へ

怠る勿れと雲に乗じて去り給ふ不圖傍を見給へば忝くも一尺五寸の聖觀世音

安坐し給ふ明光赫々たり禪師直ちに伽藍を建て彼の像を本尊として安置し給ふ

養老二年冬降雪驟しく上人飢渴に及ばれける時鹿來つて庵の前に斃れぬ禪師

股を裂て食し後本尊を拜し給ふに木像の股に切裂たる疵口あり銅を見るに木く

すのみ驚き來つて其の疵口に木くすをあて給へば元の如くなる是に依て成相寺

とは云ふなり

第二十九番

元明天皇 勅願

丹波國加佐郡松尾村

青葉山松尾寺

本尊馬頭觀世音菩薩

慶雲四年開基威光上人

本堂南向五間四方

明治四十五年迄千二百四年

そのかみも

いくよへぬらんためしには

千こせをこゝに

松の尾の寺

順拜道中記

三十番竹生島へ徒歩、松尾、高濱、本郷、小濱迄七里（高濱より小濱迄五里の間漚船の便あり）是より遠敷へ二里熊川へ三里今津に四里今津より漚船にて竹生島に渡る湖上三里あり

第二十九番縁起

威光上人名山勝地を探て丹波國に入り玉ふ時遙かに當山の雲上に秀づるを望み馬耳に似たり必ず靈場ならんと行くに路なく問ふに人なき深林に辛苦を嘗めて稍く當山に攀ち登り給へば山腹平坦にして溪泉清く流れ杉は鬱々たり其蟠根に倚りて草座を設け法華經を誦し玉へば幽かに雲間より舞儀音楽を奏する音聞わ光明斜めに輝けり是正しく菩薩出現の瑞相なりと上人一心に頂禮なし給ふ時に果せるかな御長四寸八分閻浮檀金の馬頭觀世音を授け給ふ依て草庵を結び安置し給ふ時に和銅五年 元明天皇勅して伽藍を建立し安置し奉る

第三十番

聖武天皇勅願

近江國淺井郡竹生島

巖金山本業寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

天平三年開基行基菩薩

本堂南向五間四方

明治四十五年迄千八百八十年

月も日も

なみ間にうかふ竹生島

ふねに寶を

つむこちせよ

順拜道中記

三十一番長命寺へ長濱迄汽船に
乗り汽車にて八幡驛迄乗車し是
より二里徒歩せば門前に達す
又竹生島より湖上十里八幡附近
迄汽船の便あり
若し三十三番谷汲寺へ參詣せば
長濱驛より垂井驛迄賃金三十七
錢是より七里徒歩せば門前に達
す

第三十番縁起

聖武天皇不思議の靈夢に感し給ひ急ぎ行基菩薩に勅して辨財天女を祭祀し伽藍
坊舎四十九院を建立して千手千眼觀世音の尊像を安置し給ふ
辨財天女鏡座の靈地なり祭る神は辨財天と忍穗耳尊と大己貴尊の三神なり但馬
守經正此島に參詣して琵琶を弾じければ明神白狐と顯はれ出給へり其琵琶を
玄上の琵琶と名付その撥は今に残りて寶物となる

第三十一番

天智天皇 勅願

近江國蒲生郡奥島村

金龜山長命寺

本尊等身聖觀世音菩薩

推古天皇五年開基聖德太子

本堂南向七間四方

明治四十五年迄千三百十一年

八千こせや

柳にながきいのち寺

はこぶあゆみの

かざしなるらん

順拜道中記

三十二番觀音正寺へ徒歩

三里半、途中河あり 渡

し多し八幡に峠あり峰に

城趾あり

第三十一番縁起

聖德太子諸國歴覽の時此山に來臨まし〜けるに一株の枯木より光明を放つ立
寄て御覽じ給ふに其木に觀音の種子貝に壽今長遠所願成就の文字あり太子有
難く思し召し此靈木を以て刻ませ給ふ時に深水ヶ谷より光明赫き一寸八分の
閣浮檀金の正觀音の像現はれ給ふ迎ひ取り給ひ尊像の腹中に納められ伽藍を
建立し本尊を奉置し奉る其後天智天皇當寺へ臨幸まし〜て御身づから柳の枝
を手折りて御堂の傍に立せ給ひ朕が所願成就するを得るものならば奇瑞を見
せ給へど詔ありしに此枝一夜に大木となりければ深く叡感まし〜天下泰平
寶祚長久の勅願所となし堂塔僧侶を再興し給ふ

第三十二番

宇多天皇 勅願

近江國蒲生郡老蘇村字石寺

織山觀音正寺

本尊千手千眼觀世音菩薩

推古天皇三年開基聖德太子

本堂南向八間四方

明治四十五年迄千三百十七年

あなたふこ

みちひきたまへ觀音寺

こほき國より

はこぶあゆみを

順拜道中記

三十三番谷汲寺へ徒歩十、九里

ゑち川、馬場、醒ヶ井、長久寺、今洲、美濃、近江の國境を過ぎ關ヶ原に出で樽井、赤坂を経て追分あり右は木曾道なれば左を行くべし白石、阪下を通り門前に達す

第三十二番縁起

聖德太子甲斐の駒に召され國々浦々まで巡らせ給ふ時に水中に聲あり慈悲をたれ給へ我れ前生にて殺生の報ひ今此姿になると水上に浮ぶ三尺許にて頭は女の顔にて體は魚なり太子是に向はせ給ひ助け得ず汝何が望みあらん申すべしと仰せあれば千手觀音の尊像を刻み菩提を御弔ひ被下て此處靈地に候へば堂舎を建て觀音を安置し給はれかしと姿隠しけり太子自ら堂舎を建て御長三尺の千手千眼觀音を彫刻し安置し給ふ是救世觀音の御化身を太子自から御刻みある正眞の大慈大悲の本尊なり

其後天正十年佐々木氏落城のをり兵火の爲め焼燼す時に徳川將軍より寺院相續の儀に付厚き仰を蒙る勢州桑名の城主松平越中守定綱公も廢壞を慨き御寄附ありて僧侶に力を添へ再び本堂を建立す

金剛杖は觀音の先達なり肩にかけし三幅のきぬは慈悲の三體として中は彌陀如來兩わきは觀音勢至としたるなり笠は順禮のしるしなり順禮同行二人なれば三人と一人づゝ増して書く事は金剛杖を觀音負笈を親ともしてまわる故なり

西國順禮したる人々は十ケの徳あり又詠歌を読む人十分三聞く人十分一の利益を蒙るとあれば常に信心あつて詠歌を唱ふ可き也十ケ徳現當二世の御助けある事うたがひ給ふなかれ

- 一ツには 火難水難横死の難盜賊の難をのがる
- 二ツには 悪畜毒虫すべて獸ものに向ひ死す事なし
- 三ツには 毒藥無質の難をのがる
- 四ツには 雷電落馬の死をせず
- 五ツには 厄難ねつ病すべて流行病をうけず
- 六ツには 海川船に乗て風波の難をまぬがる
- 七ツには 壽命長久子孫はんじやうを守り給ふ
- 八ツには 諸神諸佛庇護し給ふ
- 九ツには 諸願成就せずと曰ふ事なし
- 十には 諸の罪障めつして極樂淨土へ向ふ可しと御誓あり

諸國靈場

西卅三所諸佛詠歌集

全一卷 正價拾貳錢 郵稅貳錢

特別割引

十部巻四小包料八錢五十部四圓五拾錢 小包料貳拾錢百部八圓小包料參拾六錢

國所及寺號山號御本尊の名等を詳記して、尙諸佛菩薩の御詠歌を加へ御導師に至極便利なり文字石版摺大字にして讀み易し

校正 新版 觀世音普門品 諸陀羅尼付

全一卷 正價拾錢 郵稅貳錢

懺悔文、開經偈、三歸戒、觀音經秘鍵、觀音功德日表、般若心經、高王十句觀音經、觀音十大願、七觀音真言、千手陀羅尼、消災陀羅尼、佛母陀羅尼、隨求陀羅尼、發菩提心真言、光明真言、十三佛真言、諸尊神呪、諸天神呪、壽命經呪、伽陀頌文、舍利禮文、後頌、施餓鬼作法、廻向頌文、以上一卷ニ合本

著士居水止田平

經圖鈔談和經音觀

大本和裝 日本紙全三冊

觀音經普門品の功德利益の廣大なる事を一々圖繪を加へて通俗平易に説明せし良書なり 觀音信者の方々は是非共一讀あらん事を乞ふ

正價 金五拾錢 小包 金八錢

269
519

明治四十五年七月廿日印刷
明治四十五年七月廿五日發行

西國道しるへ奥附

正價拾貳錢

不許
複製

編輯者 本庄敏行

發行者 京都市五條通高倉東入 澤田友五郎

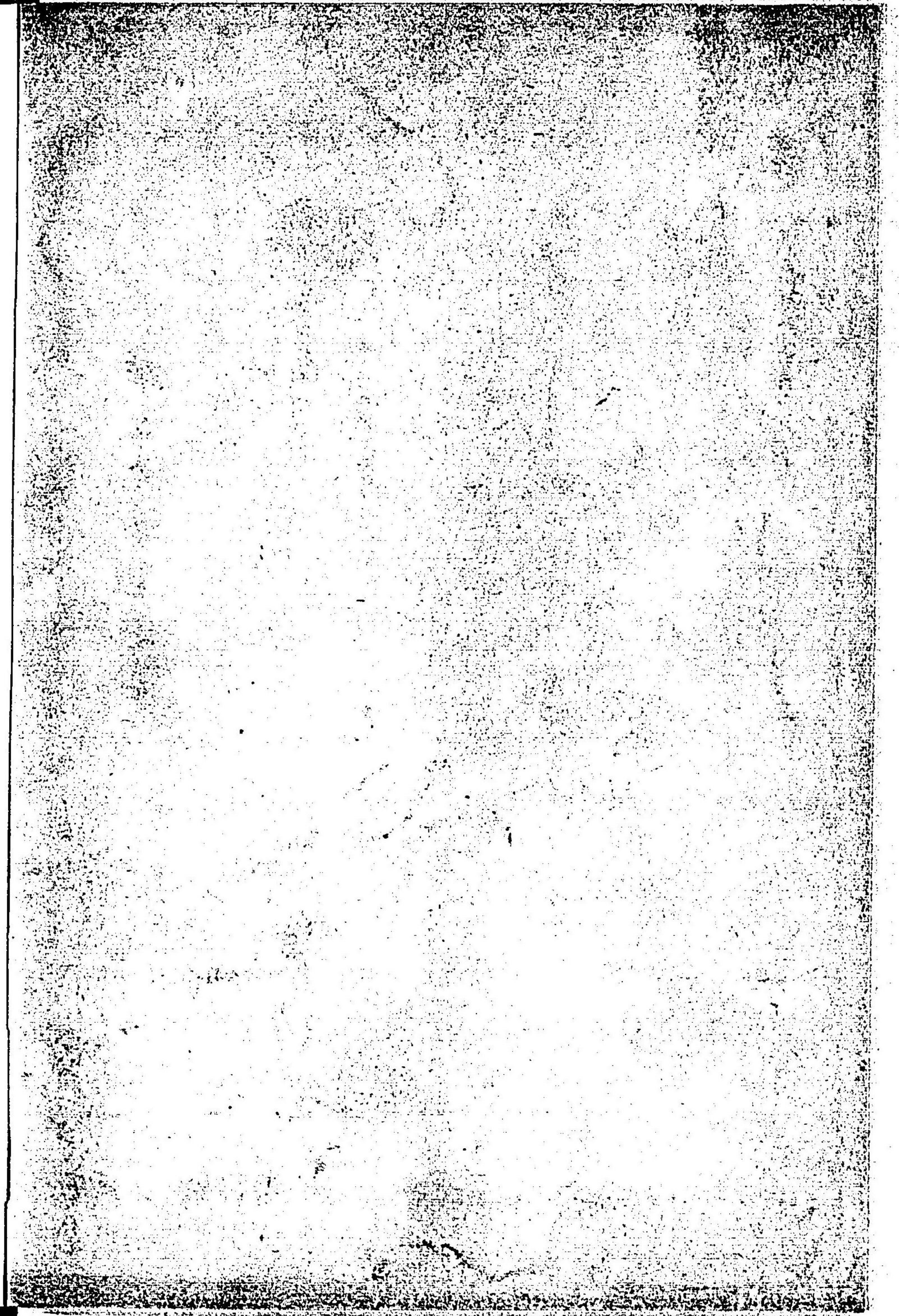
印刷者 京都市北小路通新町西入 須磨勘兵衛

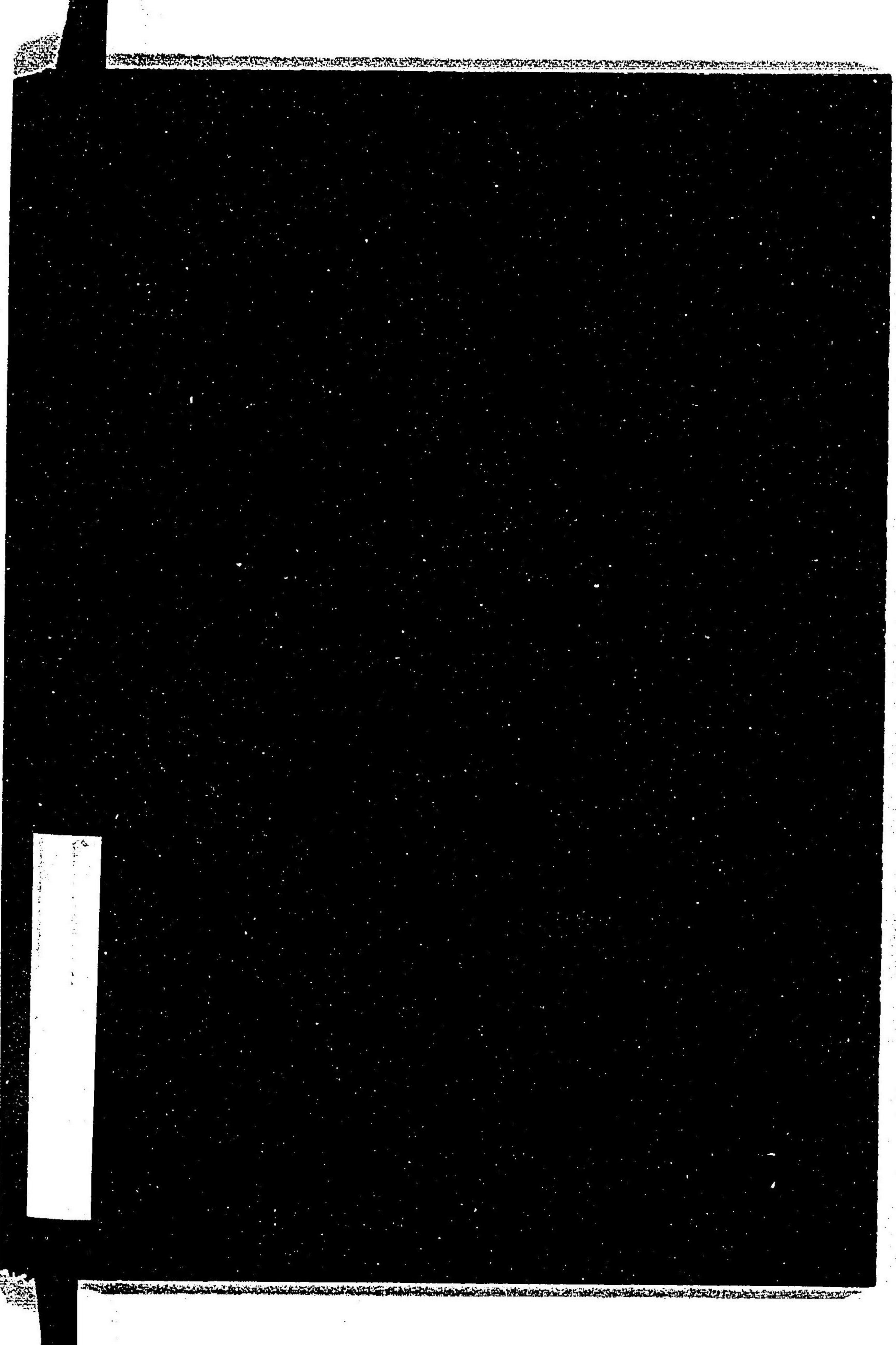
發行所

京都市五條通高倉東入
振替口座大阪四五五六番

法文館

電話下二一九〇番





特49

868

観音霊場
西国三十三所 順拝案内記

国立国会図書館

016130-000-9

特49-868

観音霊場西国三十三所順拝案内記

本庄 敏行 / 編

M45.7

ABC-2000

